

福山市立網引小学校PTA規約

第一章 名称および事務所

第 1 条 本会は、福山市立網引小学校PTAという。

第 2 条 本会の事務所は、福山市立網引小学校におく。

第二章 目的および活動

第 3 条 本会は、学校と家庭と地域社会とが一体となって、教育の実をあげ、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 人権を理解し、よりよい会員となるよう努める。
2. 学校教育に対する理解を深め、これを推進する。
3. 家庭教育に対する理解を深め、これを推進する。
4. 社会教育に対する理解を深め、これを推進する。
5. 児童の心身の健全な発達をはかるため、学校内外の環境をよくする。
6. 会員の研修と文化活動を推進し、会員相互の親睦をはかる。
7. その他、本会の目的を達成するために必要なことを行なう。

第三章 会員

第 5 条 本会の会員となるものは、次の通りとする。

1. 福山市立網引小学校に在籍する児童の保護者および教職員。
2. 本会の趣旨に賛同する者。

第 6 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 7 条 本会の会員は、福山市PTA連合会、広島県PTA連合会、日本PTA全国協議会の会員となる。

第四章 経理

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入によって支弁する。

第 9 条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行なう。

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告・承認を得るものとする。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 役員および委員

第 12 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1 名
2. 副会長 6 名（内地区責任者・女性代表・教職員より各1名）
3. 会計 2 名（内教職員より1名）

- 4. 書記 2名
- 5. 庶務 若干名
- 6. 監査 2名
- 7. 専門部長 4名（内、生活部長は地区責任者より1名）
- 8. 学年代表 6名

役員は、会員より選出し、総会で決定する。

第13条 本会に次の委員をおき、委員定数および選任方法は細則で定める。

- 1. 学級委員
- 2. 各地区・各子ども会委員
- 3. 学校委員

第14条 本会の事業遂行のため、次の専門部をおき、委員は各々の部会に属し、副部長（3名の内1名は学校委員とする）を互選する。部長が事故あるときは、副部長がこれを代行する。

- 1. 広報部
- 2. 保健体育部
- 3. 生活部
- 4. サークル部

第15条 役員および委員は、次の任務を行なう。

- 1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。総会・企画委員会を招集し、その議長をする。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3. 会計は、会計事務を処理する。
- 4. 書記は、会務を処理する。
- 5. 庶務は、一般事務を処理する。
- 6. 監査は、会計を監査する。
- 7. 専門部長は、各専門部を統括する。
- 8. 委員は、所属する学級・専門部および地区・子ども会の運営にあたる。

第16条 役員および委員の任期は、1か年とし再任はさまたげない。

- 1. 欠員が生じた時には、企画委員会で協議する。

第六章 会議

第17条 定期総会は、毎年度始めに開催し、会務報告・決算の承認・規約の改廃・予算の決議・役員決定・承認・その他の重要な事項を決定する。

第18条 次の場合は、臨時総会を開催する。

- 1. 会長が必要と認めたとき。
- 2. 会員の10分の1以上の要求があったとき。

第19条 総会の決議は、出席者の過半数とする。

第20条 本会に次の委員会を設ける。

- 1. 企画委員会は、役員・学校長および、会長の必要と認める委員で構成し、本会の活動等の企画をする。
- 2. 専門部委員会は、それぞれの専門部に属する委員をもって構成し、活動を計画し、実行する。
- 3. 学級（学年）委員会は、それぞれの学級（学年）の活動を計画し、実行する。

4. 各地区・各子ども会委員は、それぞれの地区・子ども会の活動を計画し、実行する。
5. その他、特別委員会は、必要によって組織し、その任務が終わったときに解散する。

第 2 1 条 委員会の決議は出席者の過半数とする。

第七章 付則

第 2 2 条 本規約施行にあたっては、別に細則を設ける。

1. 細則は、総会・（臨時総会）において決定する。

第 2 3 条 本規約は、1 9 8 3 年 4 月 1 日より施行する。

1. 2010 年 4 月 22 日 一部改正
2. 2013 年 4 月 25 日 一部改正
3. 2020 年 4 月 17 日 一部改正
4. 2022 年 4 月 18 日 一部改正